

障害者差別解消支援地域協議会の設置について

- 地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織する。

■対応の方向

- ・ **障害者虐待防止連携会議**（障害者虐待防止法に基づき、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることを目的として設置された会議）を**拡充し対応（設置）する**。
（要綱改正（案）別紙のとおり）

■対応のスキーム

- ・ 相談窓口となる機関等を構成機関とする。
- ・ **個別の事案に関する協議**については、住民に身近な**市町村の地域協議会**が担う。
- ・ **県の地域協議会**は**市町村協議会のバックアップ**を行うとともに、各相談窓口からの情報提供を踏まえた協議に基づき、地域における障害者差別を解消するための取組に関する提言を行い、**広域の取組を推進**するといった役割分担を基本とする。
- ・ 市町村の地域協議会だけで扱うことが困難なケースがある場合に市町村の求めに応じ助言。

<主な協議事項>

- ・ 関係機関から提供された障害者差別に関する相談事例について、**具体的な対応例を共有**。
- ・ 関係機関における紛争の解決に至った事例や合理的配慮の好事例、相談から合理的な配慮に関する環境の整備を実施するに至った取組などの事例を紹介・分析することによる**事案の発生を予防するための取組に関する協議**。

- （参考）障害者差別解消支援地域協議会の構成機関等

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針（平成26年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）で例示されている構成機関等

分野		構成機関等 ※下線：愛知県障害者虐待防止連携会議の構成員
行政機関	国の機関	法務局、 <u>労働局</u> 等
	地方公共団体	<u>障害者施策主管部局</u> 、 <u>都道府県福祉事務所</u> 、保健所、 <u>精神保健福祉センター</u> 、 <u>都道府県消費生活センター</u> 、 <u>教育委員会</u> 、 <u>学校</u> 、 <u>都道府県警</u> 等
関係機関、団体等	当事者	<u>障害者団体</u> 、 <u>家族会</u> 等
	教育	<u>校長会</u> 、 <u>PTA連合会</u> 等
	福祉関係	<u>都道府県社会福祉協議会</u> 、 <u>民生・児童委員協議会</u> 、 <u>福祉専門職等団体</u> 、 <u>社会福祉施設等団体</u> 、 <u>障害者就業・生活支援センター</u> 等
	医療	<u>医師会</u> （医師）、 <u>歯科医師会</u> （歯科医師）、 <u>看護協会</u> （保健師・看護師）、 <u>医療機関</u> 、 <u>病院団体</u> 等
	事業者	<u>商工会議所</u> 、 <u>経営者協会</u> 、 <u>公共交通機関</u> 、 <u>事業者</u> 等
	法曹等	<u>弁護士会</u> （ <u>弁護士</u> ）、 <u>司法書士会</u> 等
その他	<u>学識経験者</u> 、 <u>新聞社</u> 、 <u>放送局</u> 等	

愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会開催要綱（改正案）

新	旧
<p>愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会開催要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 障害者虐待防止及び障害を理由とする差別の解消の取組を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」及び「<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）</u>」に基づき、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることを目的として愛知県障害者虐待防止・差別解消推進協議会（仮称）（以下「協議会」とする。）を開催する。</p> <p>(協議内容)</p> <p>第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及び支援に関すること。</p> <p>(2) 障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する関係機関等による推進体制整備に関すること。</p> <p>(3) 障害者差別に関する事案等の情報共有及び構成機関等への提言に関すること。</p> <p>(4) 障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案に関すること。</p> <p>(5) 障害者差別解消の推進に関する構成機関相互の協力要請の調整に関すること。</p> <p>(6) 市町村から情報提供のあった事案又は協力を求められた事案への対応に係る協議に関すること。</p> <p>(7) その他障害者虐待及び障害者差別に関すること。</p> <p>(構成員)</p> <p>第3 協議会は、別表に掲げる行政機関、その他関係団体により構成する。</p> <p>(座長)</p> <p>第4 協議会に座長を置く。</p> <p>2 座長は、愛知県健康福祉部次長をもって充てる。</p> <p>(協議会)</p> <p>第5 協議会は、座長が招集する。</p> <p>2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第7 協議会の出席者は、相談者、被虐待者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成25年8月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>愛知県障害者虐待防止連携会議開催要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 障害者虐待防止の取組を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づき、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ることを目的として愛知県障害者虐待防止連携会議（以下「会議」とする。）を開催する。</p> <p>(協議内容)</p> <p>第2 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及び支援に関すること。</p> <p>(2) 障害者虐待防止に関する関係機関等による連携体制整備に関すること。</p> <p>(3) その他障害者虐待に関すること。</p> <p>(構成員)</p> <p>第3 会議は、別表に掲げる行政機関、その他関係団体により構成する。</p> <p>(座長)</p> <p>第4 連携会議に座長を置く。</p> <p>2 座長は、愛知県健康福祉部障害福祉課長をもって充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 会議は、座長が招集する。</p> <p>2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6 会議の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第7 会議の出席者は、被虐待者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成24年8月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成25年8月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>

新

旧

別表

別表

<p>行政機関</p>	<p>愛知県教育委員会 愛知県特別支援学校長会 愛知県小中学校長会 愛知県警察本部 <u>名古屋法務局</u> 愛知労働局 名古屋市 愛知県市長会 愛知県町村会 愛知県 <u>県民生活部県民生活課</u> 健康福祉部障害福祉課 中央児童・障害者相談センター <u>精神保健センター</u> <u>保健所の代表</u></p>
<p>その他関係団体</p>	<p>愛知県弁護士会 愛知県相談支援専門員協会 愛知県知的障害者福祉協会 愛知県精神障がい者福祉協会 愛知県社会福祉協議会 総務部 心身障害ホーム部会 愛知県障害者自立支援協議会 愛知県身体障害者福祉団体連合会 愛知県知的障害者育成会 愛知県精神障害者家族会連合会 愛知県自閉症協会 愛知県医師会 愛知県精神科病院協会 愛知県商工会議所連合会 愛知県商工会連合会 愛知県民生委員児童委員連盟 愛知県人権擁護委員連合会</p>

<p>行政機関</p>	<p>愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課 愛知県特別支援学校長会 愛知県小中学校長会 愛知県警察本部子ども女性安全対策課 愛知労働局企画室 名古屋市障害福祉主管課 愛知県市長会の副会長市の障害福祉主管課 愛知県町村会の副会長町の障害福祉主管課 愛知県中央児童・障害者相談センター 障害者相談課 愛知県健康福祉部障害福祉課（嘱託弁護士を含む）</p>
<p>その他関係団体</p>	<p>愛知県相談支援専門員協会 愛知県知的障害者福祉協会 愛知県精神障がい者福祉協会 愛知県社会福祉協議会 総務部 愛知県社会福祉協議会 心身障害ホーム部会 愛知県障害者自立支援協議会 愛知県身体障害者福祉団体連合会 愛知県知的障害者育成会 愛知県精神障害者家族会連合会 愛知県自閉症協会 愛知県医師会 愛知県精神科病院協会 愛知県商工会議所連合会 愛知県商工会連合会 愛知県民生委員児童委員連盟 愛知県人権擁護委員連合会</p>